### 政策の基礎

B. Personnel Office Civil Rights Compliance Staff (人事課 苦情処理スタッフ)

P. O. Box 339 Honolulu, Hawaii 96809-0339

差別通告は以下の政府機関に同時に提出することも可能です。

U. S. Department of Health & Human Services, Region IX Office of Civil Rights (米国衛生局福祉サービス、公民権課第9 区域)

90 7th Street, Suite 4-100 San Francisco, CA 94103-6705 (金銭的•医療補助)

U. S. Department of Agriculture (米国農学部)

Director OCR, Room 326-W, Whitten 1400 Independence Avenue, SW Washington, D. C. 20250-9410 (202) 720-5964 and Regional 90 7th Street, Suite 10-100 San Francisco, CA 94103 (栄養補充支援プログラム)

U. S. Department of Education (米国教育学部)

Region IX, Office of Civil Rights 915 Second Avenue, #3310 Seattle, WA 98174-1099 (社会復帰リハビリテーションサービス)

U. S. Department of Justice Office of Civil Rights (米国司法省公民権課)

810 7th Street, NW

Washington, D.C., 20531 (ユース向けサービス)

U. S. Department of Housing and Urban Development Office of Civil Rights (米国住宅・都市開発省公民権課)

451 7<sup>th</sup> Street, SW Washington, D. C. 20410 (住宅/HPHA) 市民へ国が保証する公平なサービスは、

1964年人権法のタイトル6、

1968年人権法のタイトル8、

1972年教育修正案のタイトル9、

1973年年更生条例のセクション504.

1990年アメリカ障害者法タイトル2、

2006年構成されたハワイ修正法のセク ション371、378 (これに限らず) に 基づき適応されます。

#### **質問 ・ 問い合わせ**

ご質問などは市の苦情処理スタッフまでお 問い合わせください。

Civil Rights Office Queen Liliuokalani Building 1390 Miller Street Honolulu, Hawaii 96813

Phone: 586-4955 TTY: 586-4962 Fax: 586-4990

E-mail: gwatts@dhs.hawaii.gov



# アクセスハワイ

<u>社会福祉部</u>

#### 一般市民へのサービス:

あなたの権利と

私たちの責任

人権小冊子

点字や録音形式を希望の方はこちら までお問い合わせ下さい: (808) 586-4955

# 社会福祉省ポリシー 社会福祉省のポリシーとは、すべての市民が

念または宗教に関わらず社会福祉部の提供す るプログラム、活動、またサービスに参加す る権利を持つというものです。 このポリシーは、社会福祉省と提携を結んだ 州や連邦政府から基金を受けている組織、部 門、政府機関、委員会にも適用されます。

人種、国籍、年令、障害、性別、政治上の信

プや人々に困難を感じさせものであって はならず、そのため注意深いプログラミ ングと管理を義務づけられています。 (例えば英語のみで書いてある通知や小 冊子などは英語を理解しない市民の参加

これらのプログラムはある特定のグルー

またはサービスの妨げとなる場合があり ます)社会福祉部のオフィスは障害のあ る方々が入り易いバリアフリーです。

差別行為

差別行為にはあからさまなもの、そうで ないものなど様々な形があり、その結果 個人またはグループが平等な権利を駆使 し得ない事があります。以下がその例で

す。

Alternative Formats Call: (808) 586-4955

Sunday, 9 January 2011

ようなものである。 □全ての人に対して公平かつ思いやりを もって接する事。

□職場で平等に扱われていない、また人権 侵害を感じている同僚に差別通告権利があ ることを教えたり、また通訳が必要な人に

ど。

Alternative Formats Call: (808) 586-4955

▶サービスを受ける資格を定める段階であ

▶ある個人に平等のサービスではなく、他

のものを提供することで隔離し、平等に扱

▶英語を理解しない人のための通訳サービ

ス、また言語障害や耳の悪い人のため手話

▶ ある特定のグループに何時間ものサービ

スを提供し結果的に悪影響を及ぼすこと。

従業員の責任

従業員は社会福祉部のポリシーに基づいて

平等にサービスを受ける権利があるという

ことを理解する責任がある。それは以下の

のサービスを提供しないこと。

る個人を他の人と同等に扱わない場合

わないこと。

政府の無料通訳サービスについて教えるな

である。

A. 必要なプログラム

4 10 1

差別通告の段取り

ることを従業員に教える。

が差別のない仕事環境で働く権利があ

ることを教示する。加えて全ての申込人

故意に社会福祉部の公平なサービス提

供を妨げる従業員は懲戒免職を受ける

は法律に基づき市民の必要を言語、文

化、身体的な機能を考慮した上それに

沿ったプログラムを実施していく責任が

場合がある。

ある。

責任者

プログラム管理者

接し、障害のある人を助ける責任があ

は従業員は全ての申込人に対して平等に

人種、肌の色、国籍、年齢、障害、性

別、政治上の信念または宗教の理由で

平等に扱われていないと感じる人は差別

通告をする権利が与えられている。連邦

または州のいくつかの機関に定められた

期間内に同時に通告をすることも可能

手書きの申込書に以下のものを同封して

も良い:

管理者とディレクターにコピーを提出。